

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職員として再就職する際に必要な資金を貸与します。

介護職として一定の知識及び経験を有する方が、介護職員等として再就労する際に必要な資金を貸与し、その再就労日から2年以上継続して、群馬県内の高齢者施設等で勤務すれば返還免除となる貸付制度です。

貸付制度の主な内容

◆対象者◆

群馬県内の市町村に住民登録している方で、下記の要件を満たす方が対象となります。

- ①介護職員処遇改善加算※の算定要件とされる業務に従事する介護職員等として、実務経験1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した日数が180日以上）あること。
- ②介護についての資格を有していること。
 - ・介護福祉士
 - ・実務者研修修了者
 - ・介護職員初任者研修修了者
（介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級研修、ホームヘルパー2級研修を含む）
- ③直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め群馬県福祉マンパワーセンター、高崎市福祉人材バンク、太田市福祉人材バンクのいずれかに氏名及び住所等の求職登録を行い、現況届を提出していること。
- ④介護職員処遇改善加算※の算定対象となる事業所又は施設のうち、介護職員処遇改善加算を算定している事業所又は施設に介護職員等として就労した方。
（再就職予定の介護事業所又は施設にご確認下さい。）

◆資金の用途◆

- ・子ども又は介護を要する者の預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- ・靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ・敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ・通勤用の自転車又はバイク等の購入費
- ・その他介護職員等として再就労する際に必要な経費として適当と認められる経費

◆貸付額◆

20万円（上限）

◆利子◆

無利子

◆連帯保証人◆

1名 ※申請者が未成年者の場合は、2名とし1名を法定代理人として下さい。

◆返還免除◆

群馬県内で、2年以上介護職員処遇改善加算を算定している事業所等の介護職員等として勤務すれば全額返済免除になります。（ホームヘルパーや家政婦等の業務の場合、2年以上の勤務とは、在職期間が通算720日以上あり、かつ、業務に従事した日数が360日以上）

※要件を満たさない場合は、返還となります。

介護職員処遇改善加算 対象事業

訪問介護（介護予防を含む）
訪問入浴介護（介護予防を含む）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所介護（介護予防を含む）
通所リハビリテーション（介護予防を含む）
短期入所生活介護（介護予防を含む）
短期入所療養介護（介護予防を含む）
特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）
地域密着型特定施設入居者生活介護
（介護予防）認知症対応型通所介護費（介護予防を含む）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設サービス
介護老人福祉施設サービス 指定介護療養型医療施設
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）
複合型サービス

問い合わせ先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課

〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12（群馬県社会福祉総合センター ）

電話 （027）255-6031

FAX （027）255-6444